

現行	改訂案	改訂のポイント
<p style="text-align: center;">第2節 服務規律</p> <p>(服務規律)</p> <p>第31条</p> <p>社員は、次に掲げる事項を守って業務に精勤しなければならない。各号に反した場合は懲戒処分とすることがある。</p> <p>(1) 遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に健康に留意し、明朗はつらつたる態度をもって就業すること。 ・自己の職務は正確かつ迅速に処理し、常にその能率化を図るよう努力すること。 ・会社が定めた業務分担と諸規則に従い、所属長の指揮の下、誠実、正確かつ迅速にその職務を遂行すること。 ・職場の整理整頓に努め、常に清潔に保たなければならない。 ・会社の方針及び自己の責務をよく認識し、その業務に参加する誇りを持ち、会社及び所属長の指揮と計画のもと、全員よく協力、親和し、秩序よく業務の達成に努めなければならない。 ・常に品位を保ち、会社の名誉を傷つけたり、会社に不利益を与えたりする言動は一切行ってはならない。 ・業務遂行にあたっては上司への「報告・連絡・相談」を漏れなく遅滞なく速やかに行わなければならない。 ・業務上の失敗、ミス、クレームは隠さず、事実を速やかに所属長に報告しなければならない。 ・勤務時間中は、定められた業務に専念し、所属長の許可なく職場を離れ、又は他の者の業務を妨げるなど、職場の風紀・秩序を乱してはならない。 ・来客者には気持ちのよい会釈・挨拶をし、明るく接すること。 <p>(2) 誠実義務違反・反社会的・迷惑・不正行為等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の命令及び規則に違反し、また所属長に反抗し、その業務上の指示及び計画を無視してはならない。 ・職務の権限を越えて専断的なことをしてはならない。 	<p>(2) 誠実義務違反・反社会的・迷惑・不正行為等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の命令及び規則に違反し、また所属長に反抗し、その業務上の指示及び計画を無視してはならない。 ・職務の権限を越えて専断的なことをしてはならない。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・他の社員をそそのかして、本規則に反するような行為、秩序を乱すような行為をしてはならない。 ・会社内において、人をののしり、又は暴行を加えてはならない。 ・会社内外を問わず、噂話・悪口・侮辱・勧誘その他、他人に迷惑になる行為をしてはならない。 ・会社内外を問わず、ケンカ・暴行・脅迫等の行為をしてはならない。 ・他の社員に対して寄付その他募金行為をしてはならない。 ・通勤途上又は会社内において、痴漢行為、性差別又はセクシュアルハラスメントに該当するような言動をしてはならない。また、パワーハラスメント等、各種ハラスメント行為をしてはならない。 ・他の社員と金銭貸借をしてはならない。 ・不正不義の行為により会社の体面を傷つけ、又は会社の名誉を汚し、信用を失墜するようなことをしてはならない。 ・勤務時間中や会社施設内でのソーシャルネットワークサービス（SNS）の書き込みは業務上で利用する場合を除いては上司の許可なく行ってはならない。<u>当社が業務上SNS等を利用する際はこの限りではない。</u>なお、詳細は別途定める「コンプライアンス導入マニュアル」によるものとする。 ・会社内外を問わず会社及び会社の従業員並びに顧客を識別できるような誹謗中傷するような言動、秘密を察知されるような言動、又は名誉を損なうような言動をSNS上に書き込みをしてはならない。 ・社員は不適切な投稿を発見した場合は速やかに会社に報告し、または、会社から削除命令を受けた場合、投稿者は直ちに削除命令に応じなければならない。 <p>以下省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社員をそそのかして、本規則に反するような行為、秩序を乱すような行為をしてはならない。 ・会社内において、人をののしり、又は暴行を加えてはならない。 ・会社内外を問わず、噂話・悪口・侮辱・勧誘その他、他人に迷惑になる行為をしてはならない。 ・会社内外を問わず、ケンカ・暴行・脅迫等の行為をしてはならない。 ・他の社員に対して寄付その他募金行為をしてはならない。 ・通勤途上又は会社内において、痴漢行為、性差別又はセクシュアルハラスメントに該当するような言動をしてはならない。また、パワーハラスメント等、各種ハラスメント行為をしてはならない。 ・他の社員と金銭貸借をしてはならない。 ・不正不義の行為により会社の体面を傷つけ、又は会社の名誉を汚し、信用を失墜するようなことをしてはならない。 ・勤務時間中や会社施設内でのソーシャルネットワークサービス（SNS）の書き込みは業務上で利用する場合を除いては上司の許可なく行ってはならない。なお、詳細は別途定める「コンプライアンス導入マニュアル」によるものとする。 ・<u>会社内外を問わず会社の従業員並びに顧客を識別できる言動をSNS上に書き込みをしてはならない。また、会社内外を問わず会社及び会社の従業員並びに顧客を誹謗中傷するような言動、又は秘密を察知されるような言動、または名誉を損なうような言動をSNS上に書き込みをしてはならない。</u> ・社員は不適切な投稿を発見した場合は速やかに会社に報告し、または、会社から削除命令を受けた場合、投稿者は直ちに削除命令に応じなければならない。 <p>以下省略</p>	<p>文章の校正</p> <p>わかりやすく規定した。</p>
--	--	---------------------------------

<p>(附則)</p> <p>1. 本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。</p> <p>2. 本規則は、平成24年9月1日より施行する。</p> <p> 平成27年12月 1日 改定・実施</p> <p> 平成28年 6月29日 改定・実施</p> <p> 平成28年 8月 1日 改定・実施</p> <p> 平成28年 8月22日 改定・実施</p> <p> 平成28年 9月21日 改定・実施</p> <p> 平成28年11月15日 改定・実施</p> <p> 平成29年 8月18日 改定・実施</p> <p> 平成29年10月18日 改定・実施</p> <p> 平成30年 2月19日 改定・実施</p> <p> 平成30年 6月 1日 改定・実施</p> <p> 平成30年 7月20日 改定・実施</p> <p> 平成30年12月1日 改訂・実施</p>	<p>平成 30 年 12 月 20 日 改訂・実施</p>	
---	--------------------------------	--